平成２２年（フ）第４９４号
神奈川県座間市相武台１丁目4541番地の１
アーバンキャッスル相武台504号
債務者　石橋　里美
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５１２号
相模原市中央区田名1286番地１
債務者　髙橋美千子（旧姓両角）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５１４号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目20番１―502号　三協鶴間ガーデンハウス
債務者　上原　基一
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１８号
静岡県富士宮市源道寺町1085番地　ハイツ和光302、前住所静岡県富士宮市万野原新田4078番地の12　カーサフレッサ202
債務者　石川あかね
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２３７号
静岡県富士宮市田中町737番地の42　アンジュ神田川102号室、前住所静岡県富士宮市大岩1424番地の16、前々住所静岡県富士宮市万野原新田4038番の22　サンビレッジＢ101、前々々住所静岡県富士宮市青木796
債務者　篠﨑　　晋
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２５４９号
神奈川県大和市柳橋３丁目16番地　ハイム桜ケ丘６―107
債務者　泉　　優子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６６号
相模原市緑区中野1674番地　ホルス・セレク202号
債務者　加藤　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４７９号
相模原市緑区下九沢1590番地１　グリーンヒル下九沢１―504、申立時の住所相模原市中央区上溝７丁目５番24号　フレンドリーハイツ207
債務者　赤塚　誉之
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０４号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地３―205
債務者　ヒメネス　マルフォ　アルフレド　マルティン
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０５号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地３―205
債務者　トゥエスタ　サンチェス　サライ　アズセナ
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０６号
相模原市中央区上溝1565番地１　ファミーユ・アイ103
債務者　レイエス　デ　ショキダ　アナ　イシス
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５１１号
相模原市緑区下九沢2516番地17　ファミールＡ101
債務者　長峰八重子（旧姓伊勢）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５１５号
相模原市中央区相生４丁目４番３号　サンライズ相生204号
債務者　木原　信二
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９９号
静岡県富士市鈴川西町６番36号
債務者　鈴木　一男
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部